

京都府住生活基本計画のフォローアップについて

(年度)

H28

京都府住生活基本計画の策定 (H29.1)

住生活基本計画の機能*を継続的に発揮するため、計画策定後の個別施策の進捗状況について定期的に把握・整理を行い、計画に定める施策の推進（→目標の達成）を図る。

*参考 「住生活基本計画の存在意義と特徴」(東京大学大学院浅見泰司教授, 都市住宅学第94号(H28.7))より抜粋・整理

- ・先約機能 : 関係者とあらかじめ合意した事項を計画に盛り込むことで、関係者間の先約となり、その後の施策の実施を確実にする機能
- ・目標提示機能 : 目標を明示して関係者間で共有する機能(将来の施策の方向性を絞り、施策間の優先順位をも絞ることが可能となる)
- ・根拠付け機能 : 行政計画として特定の方針を位置づけることで、他の施策の正当性の根拠付けとする機能
- ・情報集約機能 : 必要な情報を住宅政策部局が定期的に集めることで、常に最新の情報を保持でき、より適切な施策の実施に資する機能

フォローアップの実施

【時期等】

- ・毎年度 1 回実施
(年度最初の住宅審議会で報告)

【対象】

- ・計画第3章に掲げる「基本的な施策」の取組状況

※成果指標の状況は5年毎に把握

【方法等】

- ・各施策実施主体の進捗状況を表形式で網羅的に把握・整理
- ・フォローアップ結果を各施策実施主体と共有し、一層の施策推進に活用

【施策実施主体】

- ・京都府（住宅課、関係部局）
- ・市町村
- ・関係団体 等

京都府住生活基本計画に基づく施策の推進

H28

}

H32

H33

次の京都府住生活基本計画の見直し